

貴金属（金地金）売買契約書（案）

売り主 熊本県知事 木村 敬（以下「甲」という。）と、買い主 ○○ ○○（以下「乙」という。）とは、貴金属の売買について次のとおり契約する。

（総則）

第1条 甲及び乙は、信義を重んじ、誠実に本契約を履行しなければならない。

（売買の対象）

第2条 甲が売り扱う貴金属は次のとおりとする。

品名：金地金（24金）田中貴金属工業株式会社製

重量：1kg

数量：1本

（買取代金）

第3条 買取代金は、○○○○○○円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）とする

（買取代金の納入方法及び時期）

第4条 乙は、前条に定める代金を甲乙協議により定めた買取日当日に、本県の指定する取扱金融機関に納付書をもって納入するものとする。

（所有権の移転）

第5条 本貴金属の所有権は、甲が乙に貴金属を引渡したときに移転する。なお、移転に要する一切の費用は乙の負担とする。

（貴金属の引渡し）

第6条 貴金属の引き渡しは、甲乙協議の上決定する。

（危険負担）

第7条 本契約締結後、甲は善良な管理者の注意をもって引渡場所において保管するが、甲の責めに帰さない事由（地震・洪水等の天変地異や放火・テロ等）による物件の滅失・隠損した場合の損害は、すべて乙が負担するものとする。

（違約金）

第8条 乙は前条までに定める義務に違反した場合には、買取代金の2割に相当する金額を違約金として甲に支払わなければならない。

（損害賠償）

第9条 甲は、乙が本契約に定める義務を履行しないため損害を受けたときは、その損害の賠償を乙に請求することができる。

（契約の解除）

第10条 甲は、乙が本契約に違反したときは、何らの通知・催告をしないで、本契約を解除することができる。

（疑義の解決方法）

第11条 本契約の実施に関し、甲乙間に疑義のあるときは、甲乙協議の上、解決するものとする。

(管轄裁判所)

第12条 本件契約につき紛争が生じたときは、一切の法律関係に基づく訴えについては、甲の所在地を管轄する地方裁判所を管轄裁判所とする。

本契約の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記入押印の上、各自1通を保管する。

令和8年 月 日

甲 熊本県

代表者 熊本県知事 木村 敬

乙 所在地

商号又は名称

代表者